

「縁」を結ぶ人びと：
元禄10(1697)年、野中村の宗門人別改帳から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長谷川, 裕子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/10593

電子ブックが増えました

このたび、Maruzen eBook Library に新しいシリーズが増えました。電子ブックは24時間いつでも、自宅からでも閲覧が可能。ダウンロードもできるので、貸出期間を気にせず利用できます。



「地球の歩き方」定番の観光ガイド「地球の歩き方」。重いガイドブックを持ち歩かなくてもOK!!



「目で見える解剖と生理 第2版」 **初の動画資料!!**

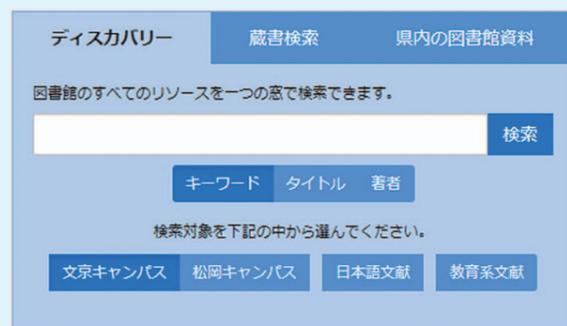
「目で見える生化学入門 第3版」動画を見て、生命のミクロの世界をイメージしましょう!

ディスカバリー検索画面機能が増えました

ディスカバリーサービスとは、世界中の情報源を一つの窓で検索できる便利なサービスです。このたび、検索対象を改良し、より目的に近い検索結果を表示できるようになりました。

【使い方】

- 1 検索項目の限定 「キーワード」「タイトル」「著者」のいずれかをクリック
- 2 検索対象の限定 「文京キャンパス」「松岡キャンパス」「日本語文献」「教育系文献」のいずれかをクリック
- 3 検索を実行



文京キャンパス…各キャンパスで利用できるデータベースを情報源としています。
松岡キャンパス

日本語文献…日本語文献のみを検索対象としているため英語文献や中国語文献などは除かれ、初心者には使いやすくなっています。

教育系文献…Academic Search Complete や ERIC などの教育系電子ジャーナル・データベースを検索対象としています。

福井大学附属図書館所蔵「小島家文書」を読む(6)

「縁」を結ぶ人びと—元禄10(1697)年、野中村の宗門人別改帳から—

は せ が わ や す こ
教育学部 准教授 長谷川 裕子

結婚して子どもを授かり、その「家」を後世に繋いでいくことが、現代社会の一般的なライフコースであり、子や孫、曾孫と、半永久的に「家」が継承されることをあたりまえと考える人が多いかもしれない。しかし一方では、現代であっても、経済的不安から子どもを持たない非正規雇用者の実情や、シングルマザーを中心とする女性、および子どもの貧困等の諸事情が「家」の継承を困難にしている現実がある。もちろん最近では、あえて子や配偶者を持たない人生や、戸籍を入れない婚姻形態、および同性同士のパートナーシップを選択することも可能であり、「家」の後世への継承を必ずしも至上としない考え方が理解されつつあることも確かであるが、そうした当代の人生を謳歌するような生き方は、残念ながらいまだ世間一般に受け入れられているとはいえない。どのような形であれ、先行きの見えない不安定な世の上なかで、自身の思い描く人生を生き、「家」を維持・継承していくことが難しいところが現代でも少なからずあるといえるであろう。

自然災害や飢饉が頻発し、その予見や対応も現在と比べて非常に不十分であった前近代社会においては、当然、自由に生きることも、また「家」を後世に繋いでいくことも、私たちが想像する以上に困難であった。江戸時代以前にあっては、名主(庄屋)クラスの有力百姓ですら、収穫の端境期に餓死することも珍しくない世界である。戦国(15世紀後半)から江戸時代まで「家」を繋ぐことが可能であったのは、支配階層を除けば一部の土豪層に限られており、一般百姓の「家」が比較的安定し、墓を作って代々の「家」の先祖を弔うようになるのは、元禄期頃(17世紀末から18世紀初め)からであると

いわれている。逆にいえば、それ以前の「家」は後世に継承されず、ほとんど血筋が絶えてしまっているということである。

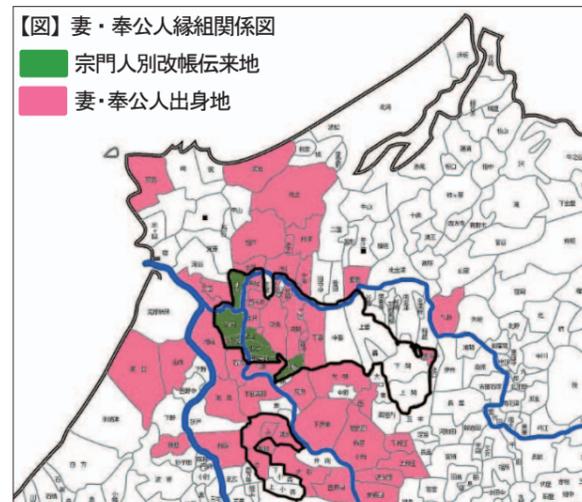
こうした状況下で、人びとはいかにして「縁」を結び、いのちをつないできたのであろうか。江戸時代の「家」や縁組を考える上で、参考となる素材に宗門人別改帳がある。宗門人別改帳とは、寛永15(1638)年に鎮圧された島原・天草一揆の頃、キリスト教徒の取り締まり強化のために、幕府が実施した寺請制度のもとで作成された帳面である。幕府は、人びとに寺院の檀家となることを義務づけることで、キリシタンでないことを証明させたが、その際に人びとが所属する寺院を町村ごとに書き上げ、提出させた。帳面には、各家の構成メンバーや続柄、年齢などが記載されていることから、村の戸籍としての意味合いをもつとともに、戸主や配偶者および奉公人の出身地が記載されていることが多いことから、当時の人びとの交流範囲を知る手がかりともなる史料である。幕府は、貞享4(1687)年には切支丹類族(親類)への監視をも義務



元禄10(1697)年3月 寅年野中村丑年宗門人別改帳(No.3021)表紙

づけたため、幕府領であった野中組各村も、連名でキリシタンの者やその親族が居住していないという証文を提出し(「小島家文書」3025号文書。なお、「小島家文書」は番号のみを示す)、村ごとに宗門人別改帳を作成した。そのいくつかが、現在も「小島家文書」に現存している。ここでは、そのうちの主に元禄年間(1688～1703)に作成された宗門人別改帳から、人びとの取り結ぶ「縁」の世界をのぞいてみたい。

現在、「小島家文書」のなかに、縁組の範囲を記載している元禄期の宗門人別改帳を伝える村は、野中村・野中新村・玉江村・蛸渡村・竹松村・油屋村・楽円村である(97・783・786・3021～2・3024・3027・3226～7。現坂井市三国町。【図】の緑色の地域)。宗門人別改帳から、妻や奉公人の出身地を抽出すると、おおおよ10キロメートル圏内の村・町に収まることが確認できる(【図】のピンク色の地域)。なかには、福井城下や吉田郡・足羽南郡(現福井市・鯖江市)など、少し離れた地域との縁組もみられるが、そこまでの遠方はむしろ稀である。また、縁組や奉公契約の範囲は、野中組という幕府領の行政単位(【図】の黒太枠線)を越え、他の幕府領や福井藩・丸岡藩領にも広がっており、当然のことながら行政区分が人の「縁」を制限するものではなかった様子が見えてくる。縁組範囲は、隣接する村が多いとはいえ、その外側にも広範囲に展開している。しかも、その多くは日野川・兵庫川・竹田川流域付近の村である。当該地域は、三つの



元図は「明治22年2月16日福井県令第十九号」(福井県文書館作成)

河川が合流する場所であったことから、この地域の縁組は水運によって繋がれた地域との間に結ばれる傾向にあったといえよう。

一方、夫婦の縁組や奉公契約は、他村の百姓家との間結ばれることもあれば、村内の百姓家同士ということもある。その割合をみると、村によって多少の違いはあるものの、どの村も妻・奉公人の「縁」は村外・村内ともに見受けられる(【表】)。しかも、村外より村内との縁組が多い野中村をのぞけば、他はほぼ他村からの移入者が割合として多いことが確認できる。こうした「縁」は、奉公人であれば、多くは地域の人的な伝手や斡旋を通じて契約が結ばれると考えられるが、村内および他村の女性との婚姻はどのようにして結ばれたのだろうか。

	妻・村外	妻・村内	奉・村外	奉・村内
野中	3	10	6	6
野中新	2	1	3	0
玉江	13	15	12	2
蛸渡	8	4	4	2
竹松	25	7	6	0
油屋	10	6	6	0
楽円	28	25	6	0

【表】妻・奉公人縁組関係割合 ※「奉」=奉公人

江戸時代の一般庶民は、基本的に特定の相手との一対一の「自由恋愛」であったとされている。村のなかには、結婚前の成人男性による「若者連中」「若者仲間」という年齢階梯組織があり、一方で、村の公的組織ではないが、結婚前の女性による「娘仲間」も作られていた。「若者連中」は「娘仲間」の宿所(娘連中が針仕事などの訓練をする場)に遊びに出かけ、交際相手を見つけていたという。また交際は、本人が申し込む場合もあれば、「若者連中」のなかから「仲人」が立ち、両者を結びつけることもあり、それは村外の女性との交際についても同様であった。村社会における婚姻は、こうした村の男女の「遊び」を通じて、「若者連中」を基盤に、未婚の若者たちがお互いに協力しながら実現していたといえる。

そして、もう一つ、江戸時代が「自由恋愛」であ

る根拠としてあげられているのが、「ヨバイ」慣行である。その名の通り、夜中に女性の家に忍び込むのであるが、これも村社会では正常な求婚手段であった。勝手に忍び込むということであれば問題となるが(確かに、実際にもめ事となることも少なくはなかったが)、たいていは相手の女性の同意の上で実行される手段であり、「ヨバイ」の後、「若者連中」の者が仲介役となって、女性の両親に挨拶して結婚にいたることもあったという(『歴史の中の家族と女性』森話社、2011年)。なお、「ヨバイ」は全国的にみられる慣行であるため、福井県内でも大正期から遅いところでは昭和30年代まで続いていたことが確認されている(『福井県史』資料編15民俗)。このように、娘宿への訪問や「ヨバイ」といった慣行が、村社会における「縁」のきっかけになっていたといえる。しかし、「自由恋愛」である以上、愛情の喪失や状況の変化による交際関係の解消も自由なわけであるが。

また一方で、婚姻は「自由恋愛」のみで結ばれたわけでもない。当然、「見合い」婚も存在していた。特に、村の有力百姓であれば、家の「格」や村同士のつながりの維持のため、それ相応の家との「縁」を取り結ぶことが求められる。その場合、遠方からの嫁入りということも珍しくはない。現代よりも、婚姻が本人同士よりも「家」どうしの結びつきという意味合いの強い江戸時代においては、「見合い」という手段は効率的であった。そのため、有力百姓でなくても、紹介等を通じて「見合い」婚を行っている。特に、江戸後期になると、親が早々に娘の許嫁を決めてしまうことも多くなるという(妻鹿淳子『犯科帳のなかの女たち』平凡社、1995年)。それは、19世紀になると、「若者連中」の力が村のなかで大きくなり、「敷村の娘は若者共のもの」という意識のもと、他村の者との交際を妨害するなど、村の女性に対する監視を強め、特に村のなかで弱い立場にある家の女性を抑圧するなど、逸脱した行動が目立つようになってくるからである。「若者連中」が女性にとって高圧的な集団となった状況のなかで、親は娘を「若者連中」から守るために「家」に囲い込み、「家」同士の婚姻をすすめるようになるのである。そうした江戸後期の状況と比べると、

元禄期に村外者との婚姻が多く見られることは、「若者連中」の締め付けも緩く、「自由恋愛」をある程度謳歌していたといえるのかも知れない。



元禄10(1697)年3月 寅年野中村丑年宗門下帳(No.3021)3～4帖目

では、当時の人びとはおよそどれくらいの年齢で婚姻を結んでいたのでしょうか。七ヶ村の宗門人別改帳に記載された婚姻時期が確認できる133夫婦の婚姻年齢をみると、男性は15才から49才まで、女性は12才から42才までと確認できる。おそらくは、再婚も含まれていると考えられるため、婚姻年齢にはかなりの幅がある。さらに、男女同じ年齢の夫婦一組を除けば、他すべては男性が年上であり、かなり年の離れた夫婦も確認できる。このことから、年下の女性は好まれても、現代ではわりと人気な(?)、いわゆる「あねさん女房」は元禄期の当該地域では不人気(というか、好まれないもの)であったといえよう。また、婚姻年齢は、平均すると、男性が29才、女性が20才であるが、この年齢ですらも、江戸時代ではすでに「晩婚」であるという。18世紀以降、妻の労働力需要やバースコントロール(出産調整)の実現によって晩婚化傾向が進むというが、当該地域もまさにそうした時流に乗っていたといえる。現代なら、20代半ばでの結婚ですら「早い!」と言われることもあるだろうに、江戸時代ではすでに行き遅れ、と捉えられてしまうのである。しかも、宗門人別改帳には女性の単身者は確認できず、たいていは実家の家に包摂されるか、30代・40代で再婚するかのどちらかである。そう考えると、40代になっても気ままに独り身でいられる現代は、江戸時代に比べれば、まだ女性に自由があるということだろうか。